

裁判の迅速化に係る検証に関する意見

平成16年1月28日
日本弁護士連合会
副会長 藤井 克己

1. 日本弁護士連合会副会長の藤井克己と申します。本日は、裁判の迅速化に係る検証に関する意見を述べる機会を与您いただき、誠にありがとうございます。ところで、私は、福岡県弁護士会に所属する弁護士です。平成2年福岡県弁護士会は福岡地方裁判所と協同して、民事訴訟手続の審理充実・促進のための方策を協議し、いわゆる「福岡方式」を策定・実行するとともに、平成5年には、福岡方式の実践状況とその効果及び問題点並びに改善点を把握するために、生きている事件を検証し、その検証結果の公表を行った経験を有しています。客観的・多角的検証としては、我国において唯一のものであります。

民事訴訟法改正前の平成7年1月10日、福岡市で開催された「対話型審理の実践 - 民事裁判手続シンポジウム -」において、福岡方式の検証を踏まえた意見を申し上げ、この際に、高橋宏志座長の多大な御助言を得て、その後の福岡地方裁判所における民事訴訟の審理が充実する方向に向かうことができましたこと、この場をお借りして、一言、感謝申し上げます。

2. 検証の基本方針

裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号)(以下単に「法」といいます)による検証を実施するに当たっては、法の趣旨と国会における法案審議の経過およびその結論としての法案修正・附帯決議をふまえ、次のような検証の目的、検証の方法および検証にあたっての基本的な配慮事項を再確認しておく必要があります。

- (1)検証の目的は「公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われること」(国会で修正された法第1条)であります。

国会審議において、法が「迅速化」だけを目的とするものでなく、「適正・充実」と一体のものとして実現することを目的とするものであるとして、第1条に「充実した」が修正加筆され、「裁判所における手続の迅速化については、その手続において当事者の正当な権利が保障され、また、当事者の納得の得られる適正・充実した審理が行われることが前提であり、二年以内の終局目標のみにとらわれた拙速な審理とならないよう、十分留意すること」(参議院法務委員会附帯決議第1項)、「裁判所における手続の充実と迅速化を一体として実現するため、…」(同第2項)などの附帯決議がされた点をふまえ、検証の目的を明確に意識していただきたく申し上げます。

- (2)検証の方法は、「裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行」(国会で修正された法第8条)なわなければなりません。

同条でいう「総合的、客観的かつ多角的な検証を行い」とは、「裁判の迅速化は…充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。」(法第2条第1項)、「裁判の迅速化に係る前項の制度及び体制

の整備は、訴訟手続きその他の裁判所における手続きの整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁にの人的体制の充実、国民にとって利用しやすい弁護士の体制の整備等により行われるものとする。」(同条第3項)をうけて、ここに記載された事項につき「総合的、客観的かつ多角的な検証」が為されるというのが、法第8条に定められた検証の趣旨です。

また「総合的、客観的かつ多角的な検証を確保するため、法曹三者の協力による裁判手続きを踏まえた検証手続や外部有識者の関与した検証を実施する」(参議院法務委員会附帯決議第3項、衆議院法務委員会付帯決議も同旨)こととされているように、法曹三者の協力と貴検討会による検証は、この「総合的、客観的かつ多角的な検証」から導き出されるものです。

従って、「総合的、客観的かつ多角的な検証」は法による検証の要をなすものです。すなわち、検証は、上記(1)の「迅速」「充実」「適正・公正」それぞれの観点から総合的になさせねければなりません。また、恣意的にならずにかつ有意的となるよう、客観的な方法で行わなければなりません。さらに、一つの客観的データであっても視点、局面、立場によって、評価・意味づけは異なりうることを踏まえ、多角的な検証が行わなければならないと考えます。

そして、さらに重要なことは、この検証が訴訟当事者の反発や裁判官の萎縮を来すようなものにならないよう十分な配慮を行い、今後の司法制度の施策の策定・実施に役立ち得るものとすべきです。

(3)裁判の独立および関係者のプライバシーを十分尊重するとともに、検証が裁判官に対する人事評価等、検証の目的以外に流用されることのないよう、適正な配慮を行うべきです。

検証の実施に関しては、国会で特段の注文がつけられていることを忘れてはなりません。すなわち「最高裁判所による検証については、裁判の独立及び関係者のプライバシーを十分尊重するとともに、……裁判官に対する人事評価等など、検証の目的以外に流用されることのないよう、適正な配慮をすること。」という参議院法務委員会附帯決議第3項の趣旨を十分尊重した検証でなければならないと考えます。

(4)検証項目・方法の決定、検証のモニタリング、検証結果の分析・公表等主要な局面で、国民に対して開かれた透明性の高い検証とすべきです。

当然のことながら、検証は、裁判所内部あるいは法曹三者間だけの検証ではなく、広く国民に実態を報告し、今後の制度構築・改善、人的・物的基盤整備の政策の論議に資するべきものです。(3)の附帯決議の趣旨に反しない限度で、極力国民に開かれた透明性の高い検証とすべきです。検証の結果をさらに多くの関係者が分析・評価できるようにすべきであることはもちろん、検証の項目や方法を議論する貴検討会自身も、できるだけ国民に開かれたものにすべきであると考えます。

そして、検証結果の公表に当たっては、単なる調査の公表に止まることなく、改善案の提案を行ない、国民に対し司法制度そのものの改革を求めるものとしていただきたくお願い致します。

3. 検証項目について(基本的視点)

(1)定量的・統計的調査分析とあわせて定性的・評価的調査分析も行う必要があります。客観的な検証とするためには、定量的・統計的調査分析が基礎になることは自然ですが、それだけでは総合的、多角的検証には不十分です。特に、狭義の「迅速」だけでなく、「充実」「公正・適正」といった観点も加えた検証とするためには、手続期間や期日回数といった定量的・統計的検討だけではなく、その中身としてどのような手続が行われ、それが裁判でどのような実質的な意味を持ったのか、それを当事者がどのように受け止めたのか、という観点が重要となります。これらを見るためには、一定の定性的・評価的調査分析が必要となります。

(2)民事と刑事では、分けて検討するべきです(さらに、民事でも家事事件、労働事件、行政事件と一般民事事件を分けて、刑事でも少年事件と一般刑事事件を分けて検討することも必要となります)。

民事と刑事では、「迅速」の面も「充実」「公正・適正」の面も、様相は大きく異なります。刑事は、被告人・被疑者の人権、被害者等関係者のプライバシー等デリケートで重要な問題があります。民事は、基本的に当事者が対等であり、また弁護士から見ると、立場に互換性があるのに対して、刑事では、当事者は訴追する国家と訴追される個人であって、強制捜査権を有する検察と被告人・弁護側の間には証拠収集能力に大きな隔たりがありますし、検事は常に検察官、弁護士は常に弁護人であって、立場に互換性がありません。また、刑事では、裁判員制度導入も視野に入れておく必要があります。他方、民事では、和解や改正民事訴訟法における計画審理も考慮しなければなりません。さらに、民事でも、家事事件、労働事件、行政事件とそれ以外の一般民事は、事件を分けるべきでしょうし、刑事でも、少年事件と一般刑事事件さらには、自白事件と否認事件を分けて検討すべきでしょう。

(3)2年を超えた事件だけではなく、2年以内で終局した事件も含め全事件を検証の対象とすべきです。「迅速」の観点からは、2年を超えた事件が一応問題の事件ということになるのですが、「充実」「公正・適正」の観点からは2年以内に終局した事件であっても、「充実」「公正・適正」に問題がありうる事件が存在すると考えられます。また、公正かつ適正に充実した審理が行われたことにより、2年以内に解決を見た事件もあるはずです。

つまり「2年以上経過した事件をピックアップして、その原因並びに欠陥を探るというマイナス調査を行う」ことだけは、やめていただきたいと思います。欠点を探す方法は、不十分であり、裁判官を萎縮させるだけのものになりかねないと思うからです。悪い点を指弾するのではなく、迅速化を実現し、充実した審理に学ぶべきでしょう。

さらに、終結した事件のみを検証の対象とするのではなく、現に進行している生きてきた事件も検証の対象とすべきです。ただし、生きていた事件については、裁判の独立等を侵さないための特段の配慮が必要です。その為の定量的、統計的調査項目を決めることと、後に述べるモニター方式による評価を含めた検証方法を検討すべきであろうと考えます。

(4)全国全件を対象とする検討項目のほかに、一部のモニター裁判所の事件あるいは任意抽出によるモニター案件についての検討項目を設けるべきです。定性的・評価的調査分析は、全国全件を対象とすることは不可能であり、対象とする事件は限定されると思われます。定量的・統計的調査分析も、全国全件対象で行えるものとそうでないものがあります。データ・対象はできるだけ広くとるべきですが、調査の現実的可能性という問題もあります。また個々の裁判・訴訟活動、関係者への影響という配慮もあります。抽出に際しては、検証項目にもよりますが、偏りがないよう配慮する必要があります。(特に2年超の事件に限定すべきではありません)。

4. モニター方式の例としての「福岡方式における実験」の紹介

(1)前述しました平成5年に実施した福岡での検証方式は、別に配付致しました資料のとおりであります。是非とも、今後10年間に渡る検証の参考例としていただきたく申し上げます。

ここで特徴的なことは、生きている民事事件を素材とし、裁判官と原告・被告両方の各代理人(弁護士)が、統一された各々の進行メモと各々の総括表を、各々が作成し、裁判確定後、これらを、検証のための合同委員会へ提出して、検証を行うというものでした。

検証を行うなかで、福岡での民事訴訟は、全国に比べて、証人調べの人数が多いなど審理の充実が図られるとともに、審理期間の短縮(単独事件では、1年以内に判決)を実現することができたと評価されています

(2)あるべき検証

この経験から、検証については、次のポイントが必要であろうと考えます。

A, 裁判の独立及び裁判官の独立, 弁護活動及び当事者の独立, の確保。

B, 裁判官・検察官・弁護士(代理人)の共同作業と相互理解(進行中のメモ等の作成と確定後の検証)。

C, 生きている事件を素材とし、迅速な審理をどのようにして実現したかをプラス評価として見て行く。

D, 裁判官・検察官・弁護士の各事件のついての総括アンケートの必要など、現場での検証作業の遂行です。

(3)このような検証を全国各ブロックの担当庁・会あるいは支部が実施し、各地で総括の上、貴検討会に集積し、分析すべきです。そして、なによりも検証が、審理の充実化・迅速化をもたらす資料となり、検証そのものにそのような効果を生じせしめることができればと願っています。

5. 検証項目案

ここで、検証項目案を別紙のとおり提案致します。ただし、これはあくまでも一つの考え方を示すものであり、現存する統計資料の状況や裁判所をはじめとする法曹三者の協力体制の実態に応じて、これを一つの参考として貴検討会で、さらにご検討いただきたいと考えております。

なお、別紙の検討項目案および、後述する6、検証の実施方法の具体的策定は、かなり細

かな技術的、実務的作業になると思われませんが、是非、貴検討会において実施していただきたく申し上げます。

また、これらの検討項目調査は本庁、支部ごとに集計すべきです。

つまり、地域の司法の充実度を明らかにすべきであると思うからです。

6. 検証の実施方法

(1)定量的・統計的調査分析について 定量的・統計的調査分析については、基本的に全国で全件について、検証項目案にあるおりの調査を行うべきであり、これに、時間的基準による定点的手法も検討すべきです。全国全件対象が無理であれば、抽出案件について行うことも考えられます。

(2)定性的・評価的調査分析について

定性的・評価的調査分析については、1)モニター案件の抽出をどのような基準・方法で行うか、2)調査分析をどのような方法で行うか(データ分析、インタビュー、アンケート等)、3)それらのとりまとめをどのような形で行うか、という問題があり、貴検討会で大まかな方向性を議論しておくべきです。

最高裁判所から、各下級裁判所、各部にどのような働きかけを行うのか、どのような形で報告をあげてもらおうかについても、貴検討会で議論しておくべきです。裁判の独立や係属中の事件に不当な影響を及ぼさないようにモニターする必要があるからです。

定性的・評価的調査分析には、法曹三者、さらには当事者・関係者の協力が必要となります。最高裁判所から、弁護士会および検察庁への協力要請についても、貴検討会で議論しておくべきです。法曹三者の円滑な協力を確保するためであり、また個々の事件の訴訟活動、捜査活動に不当な影響を及ぼさないようモニターするためです。法曹三者以外の当事者・関係者への協力要請の方法についても、貴検討会で議論しておくべき重要な事項であると考えます。

その上で、最高裁判所(貴検討会)から各地へ協力・実施方の働きかけを行うべきでしょう。

(3)各地における協議会・研究会等との連携

現在、全国において第一審強化方策地方協議会や司法協議会、法曹協議会などが開催され、法曹三者が各地での訴訟手続等の運用改善方策の協議を実施しています。また、各高等裁判所において「地域の実情に応じた民事訴訟の運用等に関する弁護士との研究会」が開催されています。さらには、刑事事件についても、厳しい対立を含みつつも、各地での協議が行われています。

これらの協議機関との連携を図り、貴検討会における検証と有機的に結合すべきであると考えております。

7. 検証の結果の評価・公表

検証の結果のとりまとめおよび公表は、法および最高裁判所規則に従い最高裁判所が行うこととなりますが、結果の取りまとめ方、その分析並びに改善方策、公表の態様等についても、貴検討会で議論すべきであります。

ここでも、裁判所・裁判官の視点からの分析・評価だけに偏らないよう、法曹三者、さら

には法曹以外の学識経験者・市民の観点からの分析・評価の仕組みを取り入れるように努力すべきです。

今次の検証は単なる調査に止まらず、仮説の提示や改善方策の提案を行うことにより、真に国民が求める司法制度の改善に向けた検証になると考えるからです。

8. 弁護士会の協力について

当連合会は、法および附帯決議の趣旨にのっとり、最高裁判所が行う迅速化に係る検証に協力する用意があります。具体的には、特に定性的・評価的調査分析の対象となるモニター事件について、各地の実状に応じて、代理人・弁護人としての活動について、検証のための資料・情報の収集等に参加し、最大限の協力をしたいと考えております。

また、最高裁判所の検証と並行して、可能な範囲で、当連合会独自の迅速化の検証作業を行うことも検討しており、この結果を貴検討会へ報告致したく考えております。

9. 貴検討会に期待するもの

今次の検証は、単なる運用改善の為に行われるものではありません。事前規制社会から事後規制社会への変革のなか、法化社会実現に向かうための実証的作業としての検証です。このためには、検証対象として、司法制度そのものから検討せざるものと考えます。「人・物・金」と言われるところから検証して行くべきものです。国民のため充実した司法、適正・公正な司法、そして、その結果としての迅速な解決と国民・利用者の納得度を検証して行くべきです。

そのような視点に立って、貴検討会が実施される検証に法曹三者が協力し、法曹三者によるそれぞれの立場からの検証と協議の上で、第三者性を確保する貴検討会が総合的、客観的かつ多角的に分析され、国民に対し、司法の実情と改善策を提示されますようお願いする次第です。

以上

別紙

検 証 項 目 案

第1, 人的体制・物的状況等

- A. 各裁判所(本庁・支部)ごとの事件数(事件類型別も)
- B. 人的体制
 - (1)各裁判所(本庁・支部)ごとの裁判官の配置状況(数及び常駐・非常駐)
 - (2)各裁判官の手持事件数(事件類型別の手持件数)
 - (3)部の構成及び法廷の開廷頻度
 - (4)書記官・調査官・速記官・事務官等の配置数
- C. 物的状況
 - (1)庁舎の面積
 - (2)法廷, 審判廷, 調停室等の数
 - (3)各裁判所(本庁・支部)ごとの対象地域の面積と人口
 - (4)コンピュータ等IT機器の配置と利用状況
- D. 上記に関連する各裁判所(本庁・支部)ごとの予算・決算(項目ごとに明らの状況かにする)

第2. 民事事件

- A. 定量的・統計的調査分析
 - (1)各裁判所(本庁, 支部)ごとの事件数(事件類型別も)
 - (2)裁判に要する期間
 - ┆ 提訴から判決まで。
 - ┆ 提訴から主張整理終了まで。
 - ┆ 弁論終結から判決まで。
 - ┆ 和解協議に費やした期間。
 - (3)期日回数および期日の種類。
 - (4)尋問した証人(本人を含む)の数, 総時間。
 - (5)鑑定, 検証実施の有無。以上を, 1)事件類型, 2)審級, 3)各裁判所の規模, 3)合議単独の別, 4)当事者の属性(企業か個人か等), 5)代理人の有無, 6)裁判官交代の有無, 7)上訴の有無, 8)上訴審での破棄の有無がわかるように, クロスさせて集計する。
特に重要なのは, 上記(1)ないし(4)と上訴率・破棄率の間に有意的な相関関係があるかどうかであり, これを統計的に分析することが可能なような検証とする。
 - そのほか, 第一審で却下した証人尋問請求, 鑑定請求, 検証請求, 文書提出命令申立て等が, 上訴審で採用されるというような事態がどれだけあるかのデータがとれるかどうか検討すべきである。

B. 定性的・評価的調査分析 一定の抽出事件について、「迅速」「充実」「公正・適正」の観点から、詳しく分析する。その際、1)裁判所・裁判官の視点、2)代理人弁護士の視点、3)当事者本人の視点(満足度も含め)から、多角的に調査分析する。

(1)手続の「充実」「公正・適正」の分析(2年超の事件に限らない) これも、案件の性質の側面と当事者および裁判所の訴訟活動の側面の両面から見るべきである。例えば、以下のような事項を検討の対象とすることが考えられる。

訴訟提起前の証拠収集や交渉がどれだけなされ、冒頭段階(訴状、答弁書提出段階)でどれだけ具体的事実、証拠が出されていたか。

専門知識や難しい立証を要する事項について、当事者の準備状況に応じたような配慮がなされていたか。

主張整理段階でどれくらいの主張の交換が行なわれたか。

陳述書提出の有無、数。

証人尋問、本人尋問の回数、時間。集中証拠調べを行なったかどうか。

文書提出命令、送付・調査囑託、鑑定等の実施の有無

証人、鑑定、検証について、当事者の申請に対して、どれくらいの割合で採用したか。不採用の理由は何か。

和解の勧試の時期、和解の進め方は、適切だったか。

(2)長期事件について、その原因の分析の為、次の項目。

当事者多数、外国所在、当事者交替、争点輻輳、事実関係複雑、証拠が膨大、当事者の知識不足、証拠の不足・立証困難、証拠の偏在、裁判官の知識不足、裁判官の交替、当事者の一方または双方の怠惰、時期に後れた攻撃防禦方法の提出、専門的鑑定の必要、その他さまざまな原因が考えられる。案件の性質の側面と、当事者および裁判所の訴訟活動の側面の両面から見るべきである。この分析評価は、裁判所だけでなく、代理人弁護士、当事者本人の視点からも行なうことを検討すべきである。

(3)何らかの形で、当事者の満足度という観点からの調査も検討すべきである。司法制度改革審議会が行なった民事訴訟利用者調査が一つの参考になる(平成13年2月13日に結果報告がなされている)。

第3. 刑 事 事 件

A. 定量的・統計的調査分析 (1)各裁判所(本庁・支部)ごとの事件数 (2)裁判に要する期間 (3)期日回数および期日の種類。(4)尋問した証人(本人を含む)の数、総時間。以上を、1)事件類型(犯罪類型のみならず、有罪・無罪の別、実刑・執行猶予の別、実刑の中でも死刑・無期事件は分ける)、2)審級、3)裁判所の規模、3)合議単独の別、4)逮捕勾留、保釈の有無、5)否認の有無、6)弁護人の国選・私選の別、7)裁判官交代の有無、8)上訴の有無(被告人上訴か検察官上訴か)、9)上訴審での破棄の有無、がわかるように、クロスさせて集計する。

B. 定性的・評価的調査分析

一定の抽出事件について、「迅速」「充実」「公正・適正」の観点から、詳しく分析する。そ

の際, 1)裁判所・裁判官の視点, 2)検察官および弁護人の視点, 3)被告人および被害者の視点から, 多角的に調査分析する。対象とするのは, 2年超の事件に限らない。否認事件・自白事件, 有罪事件・無罪事件それぞれを対象とする。

(1)手続の「充実」「公正・適正」の分析(2年超の事件に限らない)

刑事訴訟の当事者は, 一方は強制捜査権, 起訴独占権・裁量権を有する検察であるから, 刑事訴訟の「充実」「公正・適正」は, 主として被告人・弁護側の訴訟活動に対する配慮がどれだけなされているかによって測られるものとする。弁護側の十分な証拠収集活動に対する配慮がどれくらいなされたか, 早期に十分な証拠開示がなされたか, 不必要な身柄拘束や接見制限がなかったか, 弁護人請求証拠の採否, 訴因特定の程度, 鑑定や検証申請の取扱い等を検討の対象とすべきである。

(2)長期事件について, その原因の分析の為, 次の項目。

調書の任意性・信用性を争った, 訴因変更の有無および時期, 鑑定・検証の必要, 証人多数, 証拠膨大, 弁護人の交代, 専門知識の欠如等さまざまな原因が考えられる。この分析評価は, 裁判所だけでなく, 検察, 弁護人の視点からも行なうことを検討すべきである。

以上